

中区地域環境審議会委員を募集します！

名古屋市では、市民の意見を環境行政に反映させる目的で、名古屋市環境基本条例に基づく市長の附属機関として区ごとに「地域環境審議会」を設置しています。

この度、下記のとおり、地域環境審議会の公募委員を募集します。

～環境保全活動に積極的に取り組まれている方のご応募をお待ちしています～

- ◆**主な職務** 区域に係る環境の保全に関する施策について、①市長の諮問に基づき調査審議し、その結果を市長に答申すること、②区民からの申立て又は審議会自らの判断に基づき調査審議し、必要があれば市長に意見を述べることなど。
会議は年数回開催予定。会議に出席していただいた方には報酬をお支払いします。

- ◆**任 期** 令和6年11月1日から令和8年10月31日まで

- ◆**応募資格** 以下①～④の資格を全て満たす方
①令和6年11月1日において中区内に住所を有する方
※区内に住所を有しなくなった場合は失職となりますのでご注意ください。
②令和6年11月1日において満18歳以上の方
③地域における環境の保全に関する活動を行っている方
④任期の終了時において在職期間が引き続き10年を超えない方

- ◆**募集人員** 1人

- ◆**応募方法** 下記書類に必要事項を記入のうえ、郵送または持参により、西区公害対策課（中区担当）へご提出ください。

① 地域環境審議会公募委員応募用紙（様式1）

② 小論文（1,200字程度）（様式2）

「テーマ：区の環境を守るためにわたしが実践していること」

※ 様式の電子データを下記からダウンロードしてご利用ください。また、各区役所情報コーナー・公害対策課（西区・港区・南区・名東区）でも各様式（印刷物）を配布します。

※ 応募いただいた書類は返却しませんのでご了承ください。

名古屋市ホームページ：<http://www.city.nagoya.jp>

（トップページ⇒暮らしの情報⇒イベント・募集の情報⇒募集）

- ◆**募集期間** 令和6年6月13日（木曜日）から令和6年7月12日（金曜日）まで（郵送の場合は当日消印有効）

- ◆**選考方法** 応募いただいた書類により一次選考を行い、一次選考合格者を対象に面接による二次選考を行います。
選考結果は応募者全員にお知らせします。

- ◆選考結果の開示 選考の成績については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、口頭での開示を請求することができます。開示は閲覧により行います。

選考結果の開示の要件、内容については以下のとおりです。

- ① 請求できる人
不合格者

- ② 開示内容
第一次選考不合格者：順位、得点、合格基準点
第二次選考不合格者：総合順位、各選考の得点、総合得点、合格基準点

- ③ 請求期間
各選考の結果を通知した日からその翌月同日まで（ただし、最終日が
閉庁日の場合は、次の開庁日まで）。
午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に限る（土
曜日・日曜日・祝日・振替休日を除く）。

- ④ 請求方法
西区公害対策課において、必ず受験者本人が、運転免許証、旅券、学
生証等の身分証明書（顔写真があるもの）と選考結果の通知を提示し
て口頭で申し出てください。
※開示請求は受験者本人による西区公害対策課への来庁が必要です。
電話や郵送等による請求は受け付けておりません。

◆申込み及び問合せ先

西区公害対策課（中区担当）
〒451-8508 西区花の木二丁目18-1（西区役所5階）
TEL 052-523-4613

地域環境審議会公募委員応募用紙

ふりがな			
氏 名			
生年月日	年 月 日 (歳)	性 別	※性別を記載ください。
住 所 電話番号	(〒 —) 名古屋市 区 電話 () —		
職 業			
活動経歴 (所属団体等)			
応 募 理 由			

(様式 2)

(小論文) 区環境を守るためにわたしが実践していること

[illegible]

